

# 「一般名処方」に関するお知らせ

当院では院外処方の際、後発医薬品のある医薬品を処方する場合、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分名を記載した「一般名処方」を行う場合があります。

この「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります(※)。

※「一般名処方」とは、お薬の有効成分名を、そのまま医薬品名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じ複数のメーカーが発売する医薬品から選択することが可能となり、院外の保険薬局で、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、医師または薬剤師にご相談ください。

2024年6月

公立藤岡総合病院

---